

## 指名停止等一覧表

(期間 令和2年7月1日 ~ 令和2年9月30日)

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由
1	有限会社秋田谷林業	青森県北津軽郡中泊町大字今泉字神山6	令和2年9月4日から令和2年10月3日まで (1ヶ月)	別表第1 当該地方支分部局等の管轄区域内において発生した事故等に基づく措置基準(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	津軽森林管理署金木支署と有限会社秋田谷林業が令和元年6月12日に請負契約を締結した森林環境保全整備事業において、令和元年11月6日に重機を後退させる際確認不足による重大災害が発生させた。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1(当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準)第7号に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。
2	株式会社あすなろ	東京都文京区大塚3丁目28番7号	令和2年9月4日から令和2年10月3日まで (1ヶ月)	別表第1 当該地方支分部局等の管轄区域内において発生した事故等に基づく措置基準(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	津軽森林管理署金木支署と請負契約を締結した検知事業請負において、林業事業者が運転する重機周辺での検知作業中、待避不足による重大災害が発生した。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1(当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準)第7号に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。